

荒木浄水場中央監視制御装置更新工事に係る質問事項への回答

令和4年9月1日

番号	質問事項	回答
1	<p>監理技術者の施工経験について</p> <p>【公告2 応募者の参加資格要件（1）参加者の要件ケ③】の記載事項が今回の監理技術者に求められる施工実績要件であり、【公告2 応募者の参加資格要件（2）工事实績等の要件】に記載の事項は監理技術者には求めないという解釈で宜しいでしょうか。</p>	<p>そのとおりです。</p>
2	<p>施工実績の内容について</p> <p>【公告2 応募者の参加資格要件（1）参加者の要件ケ③】および【公告2 応募者の参加資格要件（2）工事实績等の要件】に記載されている、中央監視制御装置を施工した実績について、工事内容は限定されますでしょうか。（新設工事・更新工事等）</p>	<p>新設工事又は更新工事のどちらでも構いません。</p>
3	<p>配置可能技術者調書（様式4）記入方法について</p> <p>本工事において工場製作期間と現地施工期間とで監理技術者を分ける場合、工場製作期間及び現地施工期間双方の監理技術者について調書記入、提出が必要となりますでしょうか。</p>	<p>双方の調書が必要です。</p>
4	<p>契約時に配置する監理技術者の施工実績について</p> <p>上記「3」にて、工場製作期間の監理技術者は提出不要である場合、契約後に提出する現場代理人等通知書などへ記載する工場製作期間の監理技術者の施工実績については、【公告2 応募者の参加資格要件（1）参加者の要件ケ③】に記載の施工実績は求められますでしょうか。</p>	—
5	<p>配置可能技術者調書（様式4）にて提出する技術者について</p> <p>【公告2 応募者の参加資格要件（2）工事实績等の要件】に記載の事項までふくめた実績がある者と、【公告2 応募者の参加資格要件（1）参加者の要件ケ③】を最低限満足している者とは</p> <p>評価時の配点は変わりますでしょうか。</p>	<p>配点の内容については回答できません。</p>

6	配置可能技術者の複数提出について 【配置可能技術者調書（様式4）】にて監理技術者を複数名ご提出し、その中から1名のみ配置する、ということは認められますでしょうか。	認められます。
---	--	---------

荒木浄水場中央監視制御装置更新工事に係る質問事項への回答

令和4年9月1日

番号	質問事項	回答
1	<p>・工事实績調書(様式3)の添付資料について 工事实績の竣工時工事カルテ及び工事カルテの写しの添付を求められておりますが、工事カルテの提出を求められず登録を行わなかった工事については、工事内容が確認できる資料(契約書, 特記仕様書, 発注図, 設計書 等)を提出する事により、工事实績として認めていただけるでしょうか。</p>	<p>工事を実施したことが確認できる資料を提出頂ければ、工事实績として認めます。</p>